
◆第7回「ダムによらない治水を検討する場」議事録

平成22年3月29日（月） 16:30～18:30

出席者： 国 岡本九州地方整備局長、藤澤河川部長、藤巻河川調査官、
笠井八代河川国道事務所長

県 蒲島熊本県知事、松永土木部長、坂本地域振興部長
流域市町村長 福島八代市長、田中人吉市長、芦北町長（代理：井川企画財政課長）、
森本錦町長、愛甲あさぎり町長、松本多良木町長、鶴田湯前町長、
成尾水上村長、徳田相良村長、和田五木村長、内山山江村長、
球磨村長（代理：川口副村長）

司会)

それでは、皆様お揃いのようにございますので、ただいまより「ダムによらない治水を検討する場」の第7回目の会議を始めさせていただければと存じます。私は本日の進行を努めさせていただきます、九州地方整備局河川部の藤巻でございます。よろしくお願いたします。それでは、開会にあたりまして念のため資料の確認をさせていただければと思います。お手元のクリップを外していただきますと、議事次第、一枚ものがございます。座席表も一枚ものがございます。続きまして、資料が全部で4つホッチキス止めにされております。一つが横長の説明資料①、二つ目が縦長でございますが説明資料②、三つ目が若干厚めでございますが、横長の参考資料①、4番目が同じく横長の参考資料②でございます。また、この「ダムによらない治水を検討する場」に関しまして寄せられました意見書、こちらの方をホッチキス止めにしてお配りをしておるところでございます。特に過不足はございませんでしょうか。もし途中でお気づきの点がございましたら、また、事務局におっしゃっていただければと存じます。なお、センターテーブルの方々には、従来通りではございますが、立体地図、あるいは斜め写真、管内図、そのあたりもお付けしております。また、A3版の裏表両面コピーの一枚ものもお配りしておりますので、適宜、説明の時にご活用いただければと思っております。なお、ご出席の方々は従来通りのメンバーでございますので、特に出席者名簿はお付けしておりません。ご了承いただければと存じます。それではまず、開会にあたりまして、お二方からご挨拶をお願いできたらと思えます。まず九州地方整備局長の岡本からご挨拶を申し上げます。局長よろしくお願いたします。

九州地方整備局長挨拶)

九州地方整備局長の岡本でございます。本日第7回の「ダムによらない治水を検討する場」にご参加いただきまして、誠にありがとうございます。前回の会議におきましては、ダムによらない治水対策の案やそれらを実施した場合の効果などについて説明をさせていただきました。その上で、皆様でご議論いただいたところでございます。また会議の後には市町村長様の皆様をご訪問させていただきましてご意見を個別にいただいたところでもございます。今回は、それらのご意見を基に前お示したものに若干の見直しを行いましたので、その考え方などについて国の方からご説明をさせていただきます。どうぞご議論

をよろしくお願ひしたいと思ひます。本日は、よろしくお願ひ致します。

司会)

ありがとうございました。それでは続きまして、蒲島熊本県知事からご挨拶をお願ひ出来たらと思ひます。よろしくお願ひします。

熊本県知事挨拶)

皆さんこんにちは。本日は年度末の大変お忙しい中、第7回の「ダムによらない治水を検討する場」にご出席いただき誠にありがとうございます。本日は国から直ちに着手する対策について、工事費、工期などが示されると伺っております。恐らく膨大なデータ処理が必要な骨の折れる作業ではなかったかと思ひます。国土交通省の皆さんのご尽力に心から感謝申し上げたいと思ひます。

県としては、流域住民の不安を早急に解消するため、一刻も早くダムによらない治水対策が取りまとめられるよう、丁寧な中にも、よりスピード感を持って議論を進めていくことが重要と考えております。先日行われた県議会でも、特にスピード感を持って取り組むようにとのご指摘をいただきました。今後、治水対策を取りまとめる上では、関係行政機関が合意形成しやすい環境を整えることが重要と考えております。引き続き、国や流域市町村の皆様方のご協力をお願ひします。

司会)

ありがとうございました。それでは議事に先立ちまして、本日の第7回目の検討する場の進め方につきまして、九州地方整備局の藤澤河川部長よりご説明を申し上げます。部長よろしくお願ひします。

河川部長)

九州地方整備局河川部長の藤澤でございます。本日の会議の進め方について説明させていただきます。先ほど、局長より説明ありましたように、前回の会議におきまして、ダムによらない治水対策の案や、それらを実施した場合の効果等につきまして、説明させていただき、皆様方でご議論いただいたところでございます。また、会議後には、熊本県と一緒に市町村長の皆様に訪問させていただき、ご意見をいただきました。本日は、それらのご意見を踏まえて、見直しを行うと共に、それらの対策を実施した際の効果等について改めてシミュレーションし、どれくらいの水位になるか計算しております。それについて国から説明させていただきます。また、この会議の取りまとめに向けて球磨川水系における治水対策の基本的考え方（骨子案）について併せて説明させていただきたいと思ひます。その後、ご質問、ご意見をいただきご議論を深めさせていただければと思ひますのでよろしくお願ひいたします。

司会)

ありがとうございました。それではただいまより説明資料を使いまして、八代河川国道事務所長の笠井よりご説明を申し上げますのでよろしくお願ひします。

八代河川国道事務所長)

八代河川国道事務所長の笠井でございます。早速でございますが説明を始めさせていただきます。お手元の資料、クリップをはずしていただきまして、右肩に説明資料①と書いた資料がございます。「第7回ダムによらない治水を検討する場」説明資料と書いてございますけれども、これを使いまして説明をさせていただきたいと思っております。まず1頁目、表紙をめくっていただいでご覧いただきたいと思っておりますけれども、この検討する場の流れを改めて記載させていただいております。今回、第7回となっておりますけれども、前回の会合において、直ちに実施する対策等を国の方から提案をさせていただき、そのシミュレーション結果について、ご説明をさせていただきました。その後、検討する場の中での意見交換、あるいは検討する場が終わった後に各市町村長様のところをまたまわらせていただきまして、対策に関して個別にヒアリングをさせていただいております。今回、第7回ということで、これまでにいただいた意見、それからヒアリング結果を踏まえまして、見直し案について説明をさせていただきます。さらに、球磨川水系における治水対策の基本的考え方、その骨子案について併せて説明をさせていただきたいと考えてございます。

2頁をご覧ください。2頁には、前回、国の方から提案をさせていただいた、早急に治水安全度・地域防災力を向上させる対策の案として赤で囲っている「直ちに実施する対策」、それから、青で囲っている対策として「実施に向けた検討に直ちに着手する対策」ということで、全部で14の対策をご説明をさせていただきました。第6回の説明資料に加筆、と書いてございますけれども、この後説明のため通し番号を振ってございます。1番から14番までですけれども、この通し番号を加筆したと、こういう意味でございます。

3頁をご覧ください。前回の会合では、この前の頁でご説明した直ちに実施する対策、あるいは実施に向けた検討に直ちに着手する対策、及びそれを実施した場合の水位低下効果ということでシミュレーション結果をお示しいたしました、これと併せて、「社会的、技術的、経済的な面から実施の可能性について検討に着手する事項」ということで、3頁に示しましたものも併せてお示しをさせていただいているということでございます。

4頁からは、今ご説明をした2頁、3頁に関します意見ということで、これまでの会合の中でいただいたもの、あるいは会合会合の後の個別ヒアリングにおいていただいた意見のうち主なものを記載をさせていただきました。これらをざっと紹介をさせていただきたいと思っております。

4頁の方には、先程の2頁目のところで直ちに実施する対策として赤色で囲った対策に関する意見をまとめてございます。具体的にどういう場所だったかな、どういう絵だったかなとなると思っておりますので、センターテーブルの皆様のお手元にはA3版でございますね2頁目・3頁目を別に印刷したものをお配りさせていただいておりますので、これを横に置いていただきながら、主な意見の内容を一緒に見ていただければと思います。では順番に参ります。1番の萩原地区の堤防補強でございますけれども、これに関しましては、前回の会合の中で八代市民にとって、長年の念願であるというご意見をいただいております。それから2番目、堆積が著しい箇所等の掘削ということで、下流部あるいは中流部において、掘削を検討ということで提案をさせていただきましたけれども、この中で萩原地区の中川の掘削については、ここが10月に行われる花火大会の打ち上げの場として一部使われて

いると、そういう花火大会に支障が無いようにして欲しいという様なことを個別ヒアリングの際にご意見をいただいております。3番目、中流部における宅地の嵩上げ等でございますけれども、嵩上げ計画にはですね国道219号の道路等の改良も入れるべきであるというご意見を前回の会合の方でいただきました。4番目、被害を最小化するためのソフト対策でございますけれども、これにつきましては2つ目のポツの所、生活に密着した一体型のハザードマップの整備でありますとか防災無線の整備等すぐにできることから進めていくという様なお話をいただいております。5番目、人吉橋下流左岸の掘削築堤でございますけれども、この地区この場所の掘削築堤につきましては、対策としてありうるのではないかというご意見をいただいております。6番目、堤防未整備地区の段階的築堤ということで国管理区間の中で川辺川の最下流の候補地部分ですね、それから本川と支川小さで川との合流点付近の所、この2カ所について、ただちに実施する対策として提案をさせていただきましたけれども、まず川辺川最下流部の候補地については、対岸の右岸に集落があり、左岸側の段階的築堤を行うことによりまして右岸側へと水あたりが増す等の不安の声が大きく、対策による流れの変化、右岸堤防の強化、それから下流に対する遊水効果などを丁寧に説明をしていただかないと理解は得られにくいだろうというご意見を個別ヒアリングの中でいただいております。それから本川の支川小さで川との合流点付近に関しましては、浸水頻度を減らすために小堤防を作っておいて、後はいざ越流した時の復旧については農家でしなさいということであれば、ちょっとそれは難しいのではないかというご意見、あるいは小堤防によって湛水時間が長くなるとか、今よりもゴミの流入が増すなど、現況よりも使い勝手が悪くなるおそれがある、そういう意味では現況のままの方が当面は良いというようなご意見を個別ヒアリングの中でもいただいております。7番目堤防の質的強化でございますけれども、洪水時に大変危惧を持っている土堤の破堤というのがありますので、この部分についての対策をというお話がございました。

8番目、内水対策でございますけれども、渡地区を含めて内水排除をお願いしたい、というお話を前回の会合の中でいただいております。

次の頁です。前回の会合で「実施に向けた検討に直ちに着手する対策」としていたものに対する主なご意見をまとめさせていただいております。9番と番号を振ってございます下流部の掘削についてですけれども、球磨川スポーツ公園の高水敷については全体を1m低くすると、スポーツ公園の浸水頻度が上がってしまう、この場所は年間利用者も多いので全体を下げる、盤下げをするというのは非常に厳しい、というご意見をいただいております。10番目、嵩上げ実施済み地区への対応ということですが、下ののポツですが、再嵩上げというのはですね、地元住民の皆様の負担感が大きいために、河道を掘るとか、あるいは宅地の前にパラペットを付けるなどの対応によって実施してもらいたい、ということでございます。11番、市房ダムの変更についてですけれども、市房ダムの操作の見直し、これは現在の治水対策容量は変えずそのままということですが、これについては市房ダムが完成して50年を経過しているので、そういう50年という中での運用も踏まえまして、あり得る話だと思う、というご意見をいただいております。それから12番、市房ダム操作の改良、これは予測精度の向上を踏まえたさらなる操作規則の改良ということですが、これに対しましては、例えば事前の放流で水位を下げるというようなことをした場合に、もし降雨予測が外れた場合に

は水位が回復せずに水不足となることが懸念される、ということでございます。それからその下13番、市房ダムの再開発、これは現在の治水容量のみならず嵩上げあるいは利水容量として使っている部分の容量も含めまして治水容量に振り替えをしたうえで、治水の対応のための運用を行うというものでございますが、これにつきましては、市房ダム周辺的环境整備でありますとか生活基盤の整備というものを容認いただかない限り再開発については賛同できないという議会での決議がなされているのでご配慮いただきたいということで、前回の会合の中で水上村長の方からお話がありました。

14番、堤防未整備地区の段階的築堤の中の県管理区間、川辺川の部分ですけれども、具体的にはどこは段階的築堤として施工しても良いというところまでは話が詰まっている状況ではないということでお話がありました。

6頁には、前回の会合で社会的、技術的、経済的な面から実施の可能性について検討に着手する事項としていたものに対する意見をまとめております。15番の中流部の再嵩上げ等につきましては、10番の中流部の嵩上げ実施済み地区への対応ののと同じ意見を再掲させていただいております。それから、16番、中流部のさらなる掘削でございますけれども、これにつきましては中流部で川幅を広げる掘削というのは現実的ではないというようなご意見をこの会合の中でもいただいております。それから、17番、放水路の整備でございますけれども、これについては放水路の整備は洪水時の下流側の水位を下げるということでは効果が大きいとの意見をいただいております。18番人吉地区の部分拡幅、これは人吉の市街部の下流の部分、紅取橋のあるところでございますけれども、紅取橋は架けたばかりなので、この場所の引堤というのは難しいというご意見をいただいております。それから19番、人吉地区の掘削でございます。中川原公園は市有地であり、公園整備を考えていると。また、公園をなくすのは市民の抵抗感があると、というようなご意見をいただいております。その下20番、遊水地などの貯留施設の整備ですけれども、遊水地方式では、また新たな上下流の火種を生むことになる可能性がある。さらに、遊水地を行えるのは、明らかに人家がないようなところくらいではないかというようなご意見をいただいております。それから21番、引堤・築堤・堤防の嵩上げですけれども、市街地の引堤河道の拡幅については、現実的に不可能であるのご意見をいただいております。それから、上流部の掘削でございますけれども、上流部の掘削の中でも合流点付近の掘削のことについてご意見をいただいております。小さく川への背水の影響つまり水位を低減させるために合流点付近の土砂を取ることを検討すべきだというご意見をいただいております。

7頁でございますが、国の方から提案の個別治水対策の他にも意見をいただいております。一番上ですけれども、土砂が流れない取り組み、森林の保水力を含めて長期戦で考えて欲しい、というご意見を前回の会合の中でいただきました。同様に森林の保水力が落ちている、あるいは森林の保水、保全、再生の方をすべきだというご意見を個別ヒアリングの中でもいただいております。それからその下、川辺川の上流ですね、宮園地区等についての治水対策に関係するご意見ということでいただいております。宮園地区については五木ダム、あるいは宅防事業、あるいは堤防等で対応してもらいたいというようなご意見をいただいているところでございます。

以上、前回までの提案に対しまして、会合の中あるいは個別ヒアリングでそれぞれの対

策についていただいた意見というのをご紹介させていただきました。

主な意見を踏まえまして、改めまして対策案について再整理、見直しをさせていただきましたので、それについて説明をさせていただきたいと思っております。

一枚めくっていただいて9頁をご覧ください。ご意見を踏まえまして治水安全度、地域防災力を向上させるために直ちに実施する対策案として、改めて整理をさせていただきました。全部で11の対策を考えさせております。左の上から順番に参りますけれども、①番の萩原地区の堤防の補強です。これは前回提案のとおりでございます。それから下流部の掘削ということで、これはスポーツ公園全体をですね、盤下げをするのではなくて、そのスポーツ公園の中の洪水敷の一部、低水路側を掘削をするという案で、直ちに実施する対策として、改めて提案をさせていただいております。それからその下②番の堆積が著しい箇所等の掘削ということで、下流部あるいは中流部でございますけれども、これは前回提案のとおりでございます。それからその下⑩番、嵩上げ実施済み地区への対応ということでございます。これは、新たに直ちに実施する対策に位置付けをさせていただきました。中流部の方でも嵩上げが終わったところで、高さが足りない等という地区が何カ所か出てきますけれども、それらの地区に対してパラペット等での対応ということでございます。それからその下③と書いてございます。中流部未対策地区の宅地の嵩上げでございます。これは前回ご説明のとおりでございます。それから真ん中の下⑤番ですけれども、人吉橋下流左岸の掘削・築堤でございます。前回提案のとおり変更ございません。それから右上の方に参りまして、⑪番市房ダムの操作の変更でございますけれども、治水容量を現行から変えずに、その中で操作の変更のみをまず行うという部分を直ちに実施する対策の中に改めて位置付けております。それからその下⑧番ですけれども、下流部の改修の進捗状況に合わせた内水対策、渡地区でございますけれども、渡地区の内水対策につきましては下流部の改修の状況に合わせて実施をしていくということで、直ちに実施する対策に位置付けさせていただいております。その下⑦番堤防の質的強化対策でございます。全体として土堤のところについては必要に応じ質的強化を実施していくということです。それからその下⑥番ですけれども、堤防未整備地区の段階的築堤ということで、色々なご意見も踏まえまして川辺川の中で最下流部の候補地のみ、直ちに実施する対策ということで引き続き考えさせていただいております。それからソフト対策についても前回確認させていただいたとおり、これらと合わせて検討していくということで記載をさせていただいております。

次に10頁をご覧くださいと思いますが、9頁の方で直ちに実施する対策案ということでまとめて説明をさせていただきました。それ以外の対策につきましては、引き続き検討する対策として10頁にまとめて記載をさせていただいております。この中で例えば右側の12番、13番ですけれども市房ダムの操作の改良、これは今後の予測精度の向上も踏まえての更なる操作規則の改良という部分、それから市房ダムの再開発ということで洪水調節容量の増量及び施設改良も含めた再開発という部分です。それから下の方に参りまして6番、14番ですけれども、堤防未整備地区の段階的築堤でございます。球磨川における国管理区間、それから川辺川の県管理区間における同対策については、引き続き検討する対策ということで位置付けをさせていただいております。それから、その左横23番、他地区の内水対策ということでございますけれども、渡地区については直ちに実施する対策の中で位置付けをさせていただいておりますが、その他の地域につきましても内水

対策について検討していくということでございます。

それから左側22番ですけれども、道路等への浸水対策ということで、中流部の宅地の嵩上げについて現在実施をさせていただいておりますが、ご意見も踏まえまして道路等の浸水が残るという部分もありますから、その部分への対応については引き続き検討していくということでございます。その他、前回の会合までに社会的、技術的、経済的な面から実現の可能性について検討していく事項としていたものについても引き続きこの10頁の中で記載しております。

11頁をご覧いただきたいと思います。9頁、10頁の方で対策案の再整理をご説明いたしましたけれども、このうち、9頁の直ちに実施する対策を行った場合の水位低下効果というものを改めてご説明させていただきたいと思います。11頁の方にはこれまでも効果を見ていただくにあたって見ていただいていた、昭和40年降雨、46年降雨それから57年降雨の等雨量線図を掲げております。それぞれ雨の降り方、特性というものは流域全体で見ると違っているわけです。そういう中であって仮にこれらの降雨がダムでの操作なし、あるいは氾濫することなく人吉地点まで流れ込んできた場合にどのくらいの流量規模になるかという棒グラフを11頁の下に掲げさせていただいております。年最大のものを順番に並べておりますけれども、昭和40年、46年、57年というのは、流量の上位3降雨ということになります。対策をやった上での水位の低下効果はどうかということを3降雨でみておけば、他の降雨パターンについても、少なくとも水位というのはこれら3降雨よりも低くなるとういうことでございますので、今回につきましてもこの3降雨で検討の結果をお示します。12頁には、昭和40年降雨が降った場合の水位を対策実施の前後でお示しさせていただいております。図面の見方は前回と同様でございます。通し番号、青丸の1番から11番まで流域の図面の中に振ってございますけれども、この流域地点においては現況の堤防の高さ、あるいは堤防がない掘り込みの所については地盤の高さと計算水位の比較を示させていただいております。それから緑の四角の1番から6番まで、この位置、これは国交省の水位観測所のある位置でございますけれどもこの6箇所については堤防から余裕高を差し引いた高さである計画高水位と計算水位の比較を示させていただいております。それぞれ2段書きになっておりまして上段が現況、対策実施前の今の状態に対して昭和40年降雨の降った場合の堤防の高さ等の水位の相対的な比較です。下段が対策後における水位の相対水位を示しているということでございます。赤ハッチがかかっている所が堤防高、あるいは地盤高を計算水位がオーバーしているところ、黄色ハッチは計画高水位をオーバーしているところです。下流からポイントを説明をさせていただきますけれども、青の①番、八代市萩原の現況堤防高との比較では、対策の実施前においても堤防高は159cm下回るということでございますけれども、対策の実施後においてはさらに水位が下がるということです。その隣ですけれども萩原観測所における計画高水位との比較ということでございますけれども、対策の実施前には計画高水位を22cm上回っておりましたが、対策の実施によってそれを下回るという状況になります。中流部にまいりまして、青②番八代市坂本町坂本、ここは嵩上げ対策を実施済みの地区でございますけれども、この地区におきましては、対策の実施前には現況堤防高を計算水位が上回るという状況でございますが、対策の実施によって上回らない、堤防との差がゼロになると、こういうことでございます。同様に対策実施済みの箇所です。青⑤番、球磨村の堤地区でござ

いますけれども、この地区についても対策実施前については16cm現況の堤防高を上回りますけれども、対策の実施によってそれを下回ることになるということです。同じく対策実施済みのところでですね青⑥番芦北町白石地区でございますけれども、ここにつきましては現況において嵩上げ済みの地盤高を92cm上回るという状況でございますが、対策の実施後においても71cm上回るという状況が残ります。※の1番して71cmのところコメントをつけさせていただいております、コメントをこの頁の上のところに記載させていただきました。嵩上げ実施済みの地区で計算水位が地盤高を上回る地域というのが出てきますけれども、この地区につきましてはパラペット等を河川と背後地の地盤嵩上げしたところの境に設置をさせていただくなど対応を関係する市町村様とも十分に調整をしながら進めさせていただきたいというふうに考えてございます。同じ中流部でですね、八代市坂本町の大門、青丸の3番、それから青丸の4番球磨村の簸瀬それから青丸の7番球磨村の淋地区でございますけれども、これらの地区についてはまだ嵩上げ対策等を行っていない、あるいはその事業を今やっているところという状況でございますして、嵩上げをやる前の地盤の高さとの比較を示させていただいております。対策の前後においても現況地盤高に対しては、計算水位が3m程ですけども上回るということになります。これらの地区については※の2番でコメントをつけさせていただいております、未対策の地区で計算水位が現地盤高を上回る場合には計算水位が上回らないように嵩上げの高さの方は検討をさせていただきたいというふうに考えてございます。

それから少し上流に行きまして人吉地区でございますけれども、青丸の8番人吉市の九日町ですけども、対策実施前においてはですね、現堤防高を11cm上回るということでございますけれども、対策の実施後においては11cm下回るという状況になります。その横、人吉観測所においては、計画高水位を超える状況は引き続き残ってしまうということでございます。それから本川の上流ですね、これらにつきましては昭和40年降雨については対策の実施前においても現況堤防高を計算水位が2m前後ですけども下回るという状況になります。それが対策によって、さらに水位が下がるということになります。それから相良村の永江ですけども、永江地点におきましては現況堤防高との相対水位、対策の前後において63cmということで変わりがないということでございます。

13、14頁には、同様にして、昭和46年降雨それから昭和57年降雨が降った場合に対するシミュレーション結果をお示させていただいておりますが、46年、57年共にですね、流域全体として概ね昭和40年降雨よりも水位は下ということでございますので、46年、57年降雨の計算結果のご説明については割愛をさせていただきたいと思っております。

それから、関連するところで前回の会合の中でですね、球磨村柳詰村長から昭和40年と57年降雨について少しご質問がありました。昭和40年降雨、実際には当時中流部では57年降雨のときよりも水位が低かったんですけども、シミュレーション上はですね、40年洪水の方が水位が高くなっていると、これはどうしてだというご質問がありました。前回の会合の中でも口頭で説明させていただきましたけれども、参考資料の②と右肩に書いた資料の2頁で私が前回口頭で説明したところを図面に落とした形でお持ちしております。参考資料②の2頁でございます。まず左側の図面、渡地点よりも上流、球磨川本川の部分の流域図を示させていただいております、赤色でハッチを掛けているところが、実

際の昭和40年降雨、その時の浸水のエリアでございます。それに対して黒の線で河川の両岸に線を入れてますけど、この黒の線の所だけが昭和40年降雨があった当時に堤防があった部分ということでございます。

その昭和40年当時の洪水を踏まえまして、その後、昭和40年から昭和57年までの間にこの頁の青で線を引いている所、人吉市地域あるいはその本川上流の上球磨地域ですが、これが本川において新たに堤防を整備したことでございます。また、右側に拡大写真がありますが、人吉地区においては昭和40年から57年の間にですね、黄色の点線を入れたところ、人吉市の市街部及び下流部分ですが、川幅を拡げるという対策もやっております。

同じ写真の中で赤と青の線それぞれ入れてます。赤の線で囲まれた部分、人吉の市街部等で昭和40年当時これだけの浸水被害が出ておりましたが、昭和57年というのは実際の浸水被害が出たエリアというのは、青の線で囲まれたエリアになってございます。ということで、昭和40年と57年の間に上流部等の堤防の整備でありますとか。人吉で川幅を拡げるという対策が進んでおまして、これらの対策によって洪水を川の中に流すことが出来るようになった分、実際には中流部に負荷がいく様になっていると、結果としてシミュレーションでは、現況の堤防の整備状況に昭和40年降雨があった場合等を示させていただいておりますので、実際の昭和40年当時の水位とは異なる結果となっていると、こういうことでございます。

説明資料の①の方に戻っていただきまして、15頁をご覧くださいと思います。15頁にはですね、ソフト対策について、前回、国の方からご説明をさせていただいた資料をそのままつけさせていただいております、情報の共有、まちづくり、ひとづくり、あるいは被災者の支援ということで、球磨川ということではなく、九州管内の河川で、ソフト対策として具体的にこういう取り組みがありますということを説明をさせていただきました。具体的な取組内容でありますとか、取組主体、あるいはそれぞれ実施に当たってはいろいろな課題がございます。この中の代表的なものをいくつかご説明をさせていただいたということでございます。

また、前回の会合後、流域の各市町村の皆様にご協力をいただきまして各市町村において実際どういうソフト対策の取組がなされているのかということアンケートさせていただきました。その取り組みの概要をまとめたものが16頁でございます。既にやっているもの、これからやろうとしているもの、それぞれの市町村であろうかとおもいますけれども、それらをまとめて16頁の方にアンケート調査をした結果を掲載しております。

例えば八代市において、いくつかありますけれども一番上、八代旧市内の防災通信システムを整備中でありまして、今年の6月から運用開始予定という状況ということでございます。それから一番下ですけれども、緊急情報配信メールで災害情報等を提供されているということでございます。人吉市においては、一番上ですけれども、新ハザードマップということで、県管理河川プラス土砂災害警戒区域等をハザードマップの中に追加をすること、これを平成22年出水期前完成を目途に作成中であると。その下、マイハザードマップということで、市単位の大きなスケールのハザードマップではなく、校区単位ということでしょうか、少し細かいエリアで実際に住民の皆様非常に近いところでのハザードマップを平成22年度に検討・作成予定ということでございました。芦北町においては、平

成21年度から3年間の計画で、行政区ごとに災害時図上訓練を実施するという一方で、年間30地区程度を予定しているというところでございます。錦町ですけれども、平成23年3月以降に光ファイバーを全世帯に整備して、防災情報告知端末を配布予定ということで、防災情報の強化について取り組みをされているというところでございます。多良木町においては、同様に、災害時の防災行政無線の有効活用ということで、防災情報提供の強化を検討されている。湯前町におきましては、平成22年度より消防団OBとか役場職員による機能別の団員を組織する予定であるというお話等をいただいております。球磨村においては、国管理河川と県管理の河川の浸水想定区域図を両方併せたハザードマップの作成を検討している。それから地域住民への情報伝達等について検討している。相良村においては、村独自の河川空間監視カメラということで流域内3箇所平成19年12月に設置をしている。五木村においては、平成22年度より光ファイバーを全村全世帯に整備をして、防災情報告知端末を防災無線と2重化という形で配布するとともに空間監視カメラを設置する予定。山江村においては、村内の各世帯にケーブルTVを整備済みであり、機能別消防団員の設置等も検討されている。

このようにしてソフト対策は多くのものが市町村が中心となってこれから具体的な対応をされていくという中であって、国あるいは県においても出来る限りの協力をさせていただきたいというふうに考えてございます。従前から国においても特に情報の共有・提供においては、いろいろな取り組みをやっておりまして、参考資料の②の9頁をごらんになっていただきたいと思いますが、福岡の九州地方整備局の災害対策本部の状況でございます。この様に大きなモニターがありまして、下に実際の今年の7月の中国、北部九州豪雨の際の災対本部での対応の様子の写真が写っておりますけれども、このように九州地方整備局管内各事務所或いは関係する機関等ともネットワークをもって、この災害対策本部の方に様々な情報をリアルタイムでもってきて災対本部での対応検討等を行うことができるという状況になってございます。

それから10頁の整備局における地方自治体への支援ということでございますけれども、災害があった時には、照明車或いは衛星通信車、それからヘリコプターにおける被災の調査等においても臨機応変に対応をする、災害対策機械等も派遣する、職員も派遣するというようなことを機動的に整備局全体として対応しているというところでございます。

それから11頁でございますけれども同じく自治体への支援ということで、洪水時の情報提供ということでございます。国土交通省の河川、道路の監視映像でありますとか、水位・雨量の観測データ等につきましては、リアルタイムで情報収集し、それをウェブ上で川の防災情報等として情報提供してございます。これらの情報いろいろ集めたものを県、市町村にもホットライン等を通じて必要な提供をさせていただいておりますし、それから報道機関或いは一般の市民の皆様においても直接的、間接的な形でリアルタイムで情報を提供するというようなことをさせていただいております。

それから12頁には球磨川流域、八代河川国道事務所管内での取り組みの情報をいくつかお示しさせていただいております。11頁と重複がありますけれども、流域の雨量とか水位に関する情報提供をパソコン、携帯電話、あるいは電話から直接入手することも可能にしてでございます。それから実際に洪水があった場合には、事務所、管区气象台と協同で洪水の危険性について情報を発表するとともに、その右側でございますけれども、平常

時から、管内の市町村に対しまして浸水の危険性がある地区については、リアルタイムで提供している水位観測所の水位がこれくらいになったらこの地区は浸水が始まりますよというような情報提供を事前にさせていただいております。これとあわせて、そういう事態が近づいた場合等においては、私、事務所長の方から各市町村長さまへ直接、携帯電話等でホットラインという形で情報の提供をさせていただいております。

13頁をご覧くださいと思いますけれども、橋脚等へ水位の危険度レベルを、住民の皆様、水防団、消防団の皆様に見ていただいて、今の状況がどういう状況かということが判断いただけるように、全部で12カ所の橋脚や護岸等に表示をさせていただいております。これをするにあたりましては、消防署、消防団、市町村や住民の皆様の見も伺いながら表示場所を決めてございます。その他ライブカメラでのリアルタイムの球磨川の映像提供も実施しております。

参考資料の9頁に戻っていただきたいと思いますが、九州地方整備局の災害対策本部ではこういう形で管内各所の状況等を入手することが出来ますけれども、こういう中であってリアルタイムで九州地方整備局の災害対策本部と各事務所の間で今の災害の状況がどうなっているのか、災害が発生して応急復旧をしなければならないのだけれど、その復旧をどうするのかなどの会議をテレビ会議の形ですることが出来ます。更に福岡の災害対策本部と事務所の間でテレビ会議をやる際には、関係する管内の関係する市町村或いは県の方にもテレビ会議に参加していただくことも可能な状態になっています。必要な物としてはですね Web に繋がるパソコンがあって、それから携帯電話があれば結構です。実際に今、福岡の九州地方整備局の災害対策本部と八代市の八代河川国道事務所の災害対策室、ここで今、テレビ会議と繋がっております。そこに私が今ここから携帯電話とパソコンでアクセスし、会議に参加してみようと思います。こちらが今現在の九州地方整備局の災害対策本部で映し出されているの映像でございます。ちょっと見にくいですが、これは八代河川国道事務所の災害対策室にいるもの、モニター左上に映っています。ちょっと暗くて見にくいですが、これ八代河川国道事務所の担当者です。九州地方整備局とそれから八代河川国道事務所の担当者が、今テレビ会議の形でリアルタイムで会話することができる状況となっています。それから、管内のいろいろ所の CCTV カメラの映像等を任意に映すことができます。ここに例えば、市町村長さまも一緒にこの会議に参加していただきます。今、彼の前にある端末、どこにでもある NTT の回線等を使ってインターネットに接続できるパソコンを経由して九州地方整備局の災害対策本部の映像をこのパソコンの方に送ってきているということです。それと、携帯電話の方が繋がっておりますので、これでちょっと私の方から呼びかけてみたいと思います。もしもし。

災害対策本部)

はい、災害対策本部足立です。

八代河川国道事務所長)

ご苦勞様です。八代河川国道事務所長笠井ですが、今、人吉のほうに居ります。音声のほうよろしいでしょうか。

災害対策本部)

はい、良好です。

八代河川国道事務所長)

今、画面上、見にくいんですけど、事務所のほうから、実際の現場の詳細な図面のほうが送られているようです。そちらのほうの図面を、画面上で拡大していただけますでしょうか。

災害対策本部)

はい。拡大します。はい。今拡大しました。確認できたでしょうか。

八代河川国道事務所長)

今ちょっと時間差がありまして、半分くらい映りました。映りました。

例えば実際、災害が起こった時の応急復旧のやり方について、整備局の本部と事務所のほうで打合せをしているという状況を想定しています。そのときに、事務所のほうから送られた、応急復旧の図面を今、整備局の画面で拡大していただきましたけれども、こういう形で、インターネット上で、私の方もここにいて確認しながら会議に参加することができる、こういうことでございます。

どうもありがとうございました。以上で終わりたいと思います。

このような形でですね、整備局の方でも災害時の情報の共有等については非常に力を入れて取り組んでおります。TV会議等に対しましては一般的なWEB環境があれば、例えば市町村等において役場においてそれに参加をして、いろいろ情報の共有をリアルタイムでさせていただくこともできると、こう言うことでございます。

説明資料の方に戻らせていただきます。説明資料の①の最終頁、17頁をご覧くださいと思います。17頁には、先ほど再整理した治水安全度・地域防災力を向上させるために直ちに実施する対策について、個別対策毎の現時点で想定される事業費・工期というの検討し、まとめさせていただきました。概算事業費・工期についてこれから説明をさせていただきますけれども、下に少しコメントを付けさせていただいております。コメントの1番でございますけれども、ここに示した概算事業費・工期につきましては球磨川の近年の実績等を参考に概算で算出したものでございますので、現地の状況とか、それから地元の関係機関との調整及び今後の詳細な検討等に伴って変わることがあることをご了解いただきたいと思います。2番目ですけれども、上下流バランス等を考慮して実施する必要があるために、一部は平行して実施できるものもございますけれども、すべての対策を同時に実施できるというわけではございません。3番目ですけれども概算工期につきましては測量設計、関係機関等との調整それから用地交渉の期間というのは含まない期間をこの概算工期として示しておりますのでご了承いただきたいと思います。

上から個別に説明させていただきたいと思います。萩原地区の堤防の補強でございます。この部分については深堀対策あるいは高水敷の造成と、その上で行う築堤盛土つまり堤防の厚みを厚くするという部分に分けて、事業費、工期を示させていただいております。備考として1年のうちの施工期間については出水期及び鮎の遡上効果等の時期を考慮しまして、11月から2月の4ヶ月間という前提で概算工期設定をさせていただいております。

この工事期間の制約というのは河川の中で行うその他の対策についても同じでございます。球磨川では従前より工事を行う際こういう条件で工事を行っております。続いて下流部の一部掘削でございますけれども、これは概算事業費、概算工期については記載の通りでございます。堆積が著しい箇所掘削、これは下流部萩原地区の中州の除去も含めて中下流部の掘削ということでございますけれども、これも概算事業費、工期については記載の通りでございます。嵩上げ済み実施地区への対応ということで、中流部で既に嵩上げを実施をしている地区というがありますけれども、この中で7地区ほど、先ほどご説明の直ちに実施をする対策をした後においても計算水位が嵩上げ済みの地盤高を上回ってしまうという地区がございます。それらの地区に対しまして、備考のところを書いていますが仮にパラペットで対応をおこなった場合を仮定して概算事業費、工期を示しております。実際の整備内容につきましては、地元それから関係する市町村と調整のうえで決定してきたということでございます。

それから未対策地区の宅地の嵩上げ、これは中流部でございますけれども、事業費については記載のとおりでございますが、事業費にはコメントの4番で記載してありますとおり、球磨川沿いの国管理区間の他に、支川沿いで県が管理している区間にも対象家屋がございますので、その分も含めております。概算工期につきましては、家屋が10戸未満の地区はこれまでの実績からいって大体2年くらい、10戸以上のところは6年くらいかかるということで過去の経験を基に、10個未満と10個以上で区分をして各地区の工期を示させていただきます。10戸未満の地区というのが23地区残りがございます。10戸以上の地区が5地区ございます。

それから、人吉橋下流左岸の掘削・築堤でございますけれども、概算工期それから事業費については、記載の通りでございます。堤防未整備地区の段階的築堤、これは川辺川の一番下流部の候補地でございますけれども、事業費、工期記載の通りでございます。市房ダムの変更に伴う部分でございますけれども、これは事業費としては、検討費用のみということでございます。それから検討手続きのみということで工期としては、約2年というふうに整理をさせていただきました。被害を最小化するためのソフト対策でございますけれども、これは主に市町村様の取り組みが中心になります。継続して引き続き適宜バージョンアップしていくということになるかと思っておりますので工期については、この様な書き方をさせていただきました。堤防の質的強化に関しましては、現在国の方で急ぎ検討中でございますので、概算事業費、工期につきましては、次回の会合までには、お示しさせていただきますと思います。

最後、下流部改修の進捗に合わせた内水対策ということで、これは渡地区の部分でございますけれども、概算事業費のところは約3千万円ということでポンプ車1台あたりの費用を掲載しております。概算工期については、ポンプ車による内水被害軽減効果を検証しつつ実施ということでございます。平成22年度からポンプ車を1台渡地区へ配備する予定でございます、これの運用し、効果を見ながら更なる対策について引き続いて検討していきたいというふうに考えてございます。その他、この表に係る留意事項を下の方に書かせていただいております。以上でございます。

続けてですけれども、説明資料の②と右上に書きましたこの資料について説明をさせて

いただきたいと思います。

球磨川水系における治水対策の基本的考え方、骨子案でございますけれども、この資料の位置づけでございます。Ⅰ番の1)ですけれども、これまで7回をやってきましたけれども、「ダムによらない治水を検討する場」における議論等の取りまとめという位置づけで考えてございます。それから、今後河川管理者が作成する球磨川水系河川整備計画原案、あるいは地方自治体が策定する地域防災計画等へ反映をさせていただくということでこの会合の取りまとめというものをさせていただくということでございます。

それからⅡ番ですけれども、川辺川ダムによらない治水対策の取組方針ということでございます。これまでいただいたご意見を踏まえまして、対策を再整理をさせていただきました。そのうちの「治水安全度・地域防災力を向上させるため直ちに実施する対策」について、上下流バランス等を考慮し、直ちに実施できる施設整備等を可能な限り迅速に進めるとともに、ソフト対策についても積極的に取り組もうとしたいと考えてございます。それから、2)ですけれども、これまでの「検討する場」における検討結果が示すとおり、治水安全度、地域防災力を向上する為に直ちに実施する対策では、従来想定していた治水安全度には達しない為、一層の安全度の向上を目指して治水安全度、地域防災力を向上する為、引き続き検討する対策の検討や調整を進め、それらの検討について可否も含めて検討をした上で、関係者の皆様と合意出来たものについては、実施可能となった段階で着手をしていく、ということでございます。

Ⅲの治水対策の主な内容ということで、(1)の①洪水被害の防除としてこの資料の3頁4頁、これは先にご説明をした直ちに実施する対策、それから引き続き検討する対策でございますけれども、とりまとめに当たっては、基本的な考え方の中で明文化をしていきます。

それから②の対策を進める上での留意事項ということで、豊かな河川環境の保全体制でありますとか球磨川を中心として育まれてきた地域の歴史文化景観等に配慮するという様なこと、さらに3)の一番下でございますけれども、ご意見中でもありました森林の機能を低下させないよう、森林の保有者や関係機関と連携をしていくということを記載しております。

それから次の頁にまいりまして、(2)ソフト対策による洪水被害の最小化ということでございます。これにつきましても気候変動等による集中豪雨が頻繁する状況を踏まえまして、想定を上回る洪水とか整備途上の段階で、施設能力以上の洪水が発生する場合であっても、その被害を最小化する為に国・県それから関係市町村、関係機関、関係する住民の皆様と適切な役割分担の下で、さきほどご説明をさせていただきましたようなソフト対策について最終的には明文化をしていきたいと考えております。

最後に(3)維持管理に関しましても、適切な役割分担の下でモニタリング等を行っていくということなどを記載したいというふうに考えてございます。

私の方から説明資料1, 2を中心にしまして、ざっと説明をさせていただきました。説明の方ここで一旦終わらせていただきたいと思います。

司会)

説明ありがとうございました。只今の説明の中でも各市町村様で取り組んでおられますソフト的な対策をアンケート調査のような形でまとめさせていただきました。本来であれば、この場で全ての市町村長様からその内容についてご紹介いただくというのも一つの考え方なのですが、時間が限られておりますので大変恐縮ではございますが、取り組みが非常に進んでおられるということと、ご当地の安全安心を司っておられるということ踏まえまして、誠に恐れ入りますが、田中人吉市長様より、簡単にご当地でやられているソフト対策についてのご紹介をいただけないかと思っておりますがよろしいでしょうか。

人吉市長)

人吉市長の田中でございます。先ほど笠井所長から掻い摘んでご説明がございましたけれども、ソフト対策といたしましては、やはりどんな災害においても絶対人的被害を出さない、そのためにはどういうソフト対策があるか、ということでございますが、人吉市におきましても、平成17年にハザードマップを配布をいたしております。しかし今回は、県管理されてございます、13の河川の浸水被害想定区域というものも加味しまして、本年6月には再度全世帯に配布させていただきたい、ということでございます。このハザードマップは、年数が経てば、一体どこにいったか、どこに仕舞い込んだか、それも全く分からなくなってくるということでございますので、町内ごと、あるいは地区ごとに実際に自分達で歩いてみて、又、町内の中でどういう方々を誰がどのように支援して避難するんだというマップ作りというものが必要になってくる、というふうに考えているところでございます。そういったものが出来ました中で、実際に防災実動訓練、図上訓練も大切ですが、住民参加型の「実際に避難してみましよう」という避難訓練も含めました実動訓練を実施しているところでございます。それからやはり、それを支える災害対策支部の組織の確立ということではなかろうかと思っております。

人吉市としまして、今一番悩ましいところは防災行政無線の整備でございます。これが全く人吉市では出来ていない。今、基本調査を実施しているところでございますが、要は財政の問題ということで、国・県からのご支援を賜りながら、先般は岡本整備局長にお願い申し上げましたけれども、総務省としっかり連携を取っていただきまして、一日も早く防災行政無線の整備が完了しますようお願い申し上げたい、と思っております。以上でございます。

司会)

突然のお願いにもかかわらず、本当にありがとうございました。それでは今、整備局から資料の、途中プレゼンも含めまして、ご説明をさせていただきました。また、田中人吉市長様より、ご当地でのご熱心な取り組みについて、ご説明がございました。これらにつきまして、参加の皆様方からご質問、ご意見等ございましたら、挙手をいただければ担当のものがマイクをお持ちいたしますので、よろしく申し上げます。ご質問等ございましたら、お願いいたします。五木村長。

五木村長)

特に無いようですので、最後の方でお願いしたいと思っておりましたが、あの説明資料

2を今、ご説明いただいたわけです。球磨川水系における治水方針の基本的な考え方、骨子ということであります。振り返ってみますと、昭和60年代には、今ここにお集まりの、いわゆる整備局、熊本県、流域市町村ずらーと集まられて、川辺川をどうして完成させようかという議論を盛んにされたわけでありまして、20年前であります。その中では、五木村にどうして本体着工の同意を得ましようかという作戦会議も実は行われた訳であります。時代が経って様変わりしまして、今、ダムによらない治水という検討が行われているということであります。治水はいろんな方法があるでしょう、私はそれについては意見持ったりしますが、今日とはとにかくそれは言いませんけれども、じゃあそのことを計画をしてきて、水没地域というふう指定をし、移転をされた地域について、治水は考えるけれども、地域振興については考えないよと、こんな馬鹿な話しは、私はないんじゃないかと思えます。これは五木村がダム建設計画をしてくだささいと言った訳でもありません。自ら移転をしますからどうぞと、言ったこともありません。すべてここにお集まりの皆さん方の協議の中から出てきた話であります。ですから、このような、いわゆる治水対策の基本観的な考え方がもしあるとするならば、もう一方では、じゃあそれによって犠牲になった地域の基本的な考え方と、いうのがあってしかるべきと私はこうゆうふうにとりまします。したがって、そのことも十分に認識をいただきたいと思えますし、それは、必ずしも出してもらわなければ困るわけでありまして、我々は梯子を外されたぐらいの話じゃありませんで、生活が掛かってあるわけでありまして、特に1年6ヶ月に渡っても、4事業以外のいわゆる補償工事はストップしたままであります。そういう状況であるわけでありまして、住んどる人にとりましては、大変なことでありまして、治水の議論は治水の議論としていただいて結構なんですけれども、生活は待たないでありますから、そのことは早急にやっぱり対策を打っていただければいけないとそういうこともあります。前原国土交通省大臣もおいでになって、中止というふうにおっしゃいました。中止以降の話は、まったく今のところ具体的に無いわけでありまして、まったく不安でたまらないわけでありまして、こういうふうないわゆる治水の方向が、ダムによらないという方向に舵を切ると、或いは舵を切りつつあるという状況であるとするならば、やはりもう一方のほうのことも十分にご認識いただき、さらにやっぱりご論議をいただきたいというふうにとりまします。以上です。

司会)

ありがとうございました。今、五木村長から地域振興のお話、4事業という話もございましたが、生活再建の話、前原大臣が来られた時の話、以上、多岐にわたる話がありました。お答えいただく方としては多岐にわたるかと思いますが、まずは前原大臣の方の関係につきまして、昨年9月に来られて以来ということもございますが、その後の何か情報、動き等につきまして、整備局側から現在の状況なり承知をしているところを、回答をお願い出来たらと思います。笠井所長お願いします。

八代河川国道事務所長)

はい、今、和田村長の方からお話ございました。昨年9月に前原大臣をはじめ政府の三役がご当地を訪問した際にも、ダムの本体工事は中止するものの、生活再建対策として実

施している4つの事業については継続することをお約束するとともに、ダム中止後に必要となる措置のための法整備を行う発言はございました。今のところ整備局の方では、法整備の関する具体的な検討状況等承知してございませんけれども、今日改めてお話がありましたことにつきましては本省の方にもしっかりとお伝えをさせていただきたいと思っております。

司会)

また、今、和田村長から4事業以外にも、冒頭、地域振興、こちらの方は熊本県さんもこれまで村役場さんと熱心に取り組んでいただけていると思っておりますが、熊本県の方から地域振興に関しまして現在の状況なり、取り組みなりそういったところをご説明いただければ助かりますが、地域振興部長お願いします。

熊本県地域振興部長)

はい、熊本県の地域振興部長坂本でございます。今、和田村長からお話ございました。熊本県と致しましては、正に村と一体となって『ふるさと五木村づくり計画』に基づきまして、観光振興・特産品づくりを始めとしまして、地域福祉も含めたところでソフト面を中心に地域振興に取り組んでいるところです。正に、話もありましたようにこのような治水対策について着実な検討が行われているのと合わせて、県として五木村の振興のために最大限取り組んで参る覚悟でございます。また、村長からもありましたように、国における補償法案の検討について、私どもとしても情報がなかなか掴めていないところについては若干感じているところがございますので、今力強いお話ございましたけれども、しっかり検討を進めていただくとともに、検討状況について私どもに情報が来るように是非していただきたいと思いますと思っております。

司会)

ありがとうございます。今、整備局、熊本県の双方から回答させていただいたところでございますが、和田村長いかがでございますでしょうか。どうぞ。

五木村長)

いかがと言われてもですね、何も具体的に動く話じゃないものですから、良いとか悪いとかというコメントをしようがないわけでありましてけれども、要はですね、ダム事業、いわゆる洪水というのはいつ来るかわからないと、それに備えていろんな対策をやりましょうねと、こんな話になっているわけですね。ところがですね、五木村の住民というのはですね、365日そこに住んでる訳ですね、しかもそのことが自らの意志ではなくて、他からの意志によって動かされたというこういう事実があるわけですね。ですから、そのことを4事業はやってるよとおっしゃってもですね、じゃあ他の事業はどうなんですかと、まあ詳しくは申しませんが、要は熊本県さんからすれば他の基盤整備については国の方をお願いしたいと、まあこれは県の立場としてはそう言わざるを得ないなということは確かにわかります。国の方は仕掛けといて、いやそれは私の所はダムを止めたんで、それはひとつ県でなんとかしてもらえませんかでしょうかと、こんな話になっているわけでありましてけれども、そんなですね、いわゆる行政機関の国と県と市町村とある中でキャッチボ

ールをしている時間は私たちには実は無いわけですよ、もう正直言いまして、ですから早く結論を出して下さい、早く処理をして下さい、こういうことを常々お願いを申し上げているということでもあります。まあそういうことを踏まえてですね、しかもここにおられる他の市町村長さん方もですね、やはり今の方は別です、しかし以前の首長さん方は積極的にダム建設を進められた経緯がある訳ですね、私も当時役場におりまして、首長さんがいになって、前の村長を早く印鑑をつけ、早く印鑑をつけとだいたい責められたという事実もあるわけですから、そういうことをよくお考えいただいて、十分効果のある対策を、しかもご論議をいただきたいということが切なる願いということでもあります。

司会)

ありがとうございました。ただ今、市町村長様の話も出ましたが、特にご参加の市町村長様の方からご発言等はございますでしょうか。もしよろしければ、時間の関係もございますので、残り時間お約束の時間は、あと45分程でございますので、話を進めさせていただければと存じます。他の市町村長様よりご意見、ご質問等はございますでしょうか。錦町長お願いします。

錦町長)

錦町ですけれども、今回錦町の小さく川の小堤防の話ですけれども、前回の直ちに実施する対策から今回見直しがされまして、その実施する対策から外されたと言いますか、見直しがなされまして、今回は、引き続き検討する対策ということになっております。川辺川の方はですね、ただちに実施する計画ですけれども、錦町の方については引き続き検討する対策の方になっておりますけれども、この経緯をですね所長よろしく申し上げます。外れた経緯といいますかね、見直された経緯。

司会)

それでは、笠井所長お願いします。

八代河川国道事務所長)

前回の会合の中でいただいたご意見につきましては、説明資料1の4頁に記載をさせていただいております。4頁の表の6番の中の点線線の下部分でございますけれども、前回の会合の中で、小堤防をつくっておいて、実際に越水しても農地に水が入った時、その時の復旧は農家でしなさいというのでは難しいというご意見をいただきました。あるいは、個別ヒアリングでも、小堤防によって湛水時間が長くなる、ゴミの流入が増すなど現況より使い勝手が悪くなる恐れがあると、そういう状況だったら現況のままの方が良いというお話がありました。それから関係するところで、6頁の22番、上流部の掘削でございます。本川と川辺川合流点付近の土砂を大きく取ることを検討する、これによって合流点付近の水位が下がり、小さく川へ実際に背水として入ってくる水の量を低減させることができるのではないかとこういうご提案も個別ヒアリングの中でいただいております。これらを踏まえて順番といたしましては、まずこの合流点付近の土砂を取ることで、水位低下効果があるのかどうかということを検討し、その結果見ていただきながら、さら

にということで、小さく川合流点のところの小堤防を作った場合に、どういう効果があるのか、あるいは影響があるのかを、もう少し国としての検討を詰めた上で、森本町長はじめ地域の皆様にも内容を見ていただいて、それで了解が得られるかどうか。そこで了解が得られれば直ちに実施対策に移行していくと。これまでいただいたご意見を踏まえた結果、今回のところは引き続き検討する対策に位置づけをさせていただいているということでございます。

司会)

町長よろしいでしょうか

錦町長)

この4頁の6番ですね、使い勝手が悪くなると農家の方がですね、やはり、本当はつくって欲しいわけですね。ところが工作することによって越流してくる。遊水地としてそこに長く湛水するというのを恐れられましてですね、それならば、もう今まで無い方が、水が引いたときには、その遊水地もすっと早く引く。いわゆる湛水時間が短くなるということでの、農家の方のですね、苦慮の上の選択でございますので、私が前にも言いましたように、やはりその方がいいですね。やはり何らかの被害が出るわけですからですね、それを配慮の方もお願いしたいと思っております。あと何回会議があるわけですかね、今日は7回目ですけど、また引き続きこういう会議はあるわけですかね。またその時によろしくお願ひします。

司会)

ありがとうございました。それでは他にご質問ご意見等ございますでしょうか。球磨村の副村長お願ひします。

球磨村副村長)

球磨村の意見を2点ほど申し上げさせていただきたいと思ひます。まず中流域の対策を実施することを先にさせていただきたいということをお願いしたいと思ひます。それは前回昭和40年の洪水及び57年洪水を想定したシミュレーションをしていただいたということでもあります。球磨村の場合は57年洪水時の水位が40年よりも高かったこと、これまでも私どもの村長が言ってきたことだと思ひますが、これは上流域の河川改修や堤防嵩上げが進んだ結果と考えておひます。もちろん上流域の整備につきましては、球磨川上中流改修期成会など芦北町を含めて、共に要望活動を展開してきたところでございます。今後、直ちに実施する対策として、先ほどご説明をいただきました説明資料①の9頁で河道あるいは堤防の強化、築堤等を計画されているということでもあります。その地点での治水対策にはなりますけれども、下流は流れが速くなりまして、水量は増大することは57年の洪水の経験を考えて私どもは明らかであると考えておひます。したがってまず、このような影響が考えられる地域、これは説明資料①の12, 13, 14頁にございましたが、球磨村や芦北町などの中流域の対策を考えていただきたいということをお願いしたいと思ひます。それから、2点目として、抜本的な治水対策ということをお願いをしたいと思ひま

すが、直ちに実施する対策と実施に向け検討する対策の２段階方式の説明でございます。実施に向け検討する対策は、単に検討するというものではなくて、治水対策として何をどこにいつ頃までにされるのか、具体的な計画をお示しいただければというふうに考えております。宜しくご願ひ致します。

司会)

ありがとうございました。今、川口副村長様より２点ご質問があったと思いますが、整備局側から回答お願いします。笠井所長。

八代河川国道事務所長)

川口副村長様より２点ご意見をいただきました。記ご指摘の中流部の嵩上げ対策等は現在においても進めさせていただいているところでございますが、説明資料②の１頁目のⅡ番、川辺川ダムによらない治水対策の取り組み方針の１)で書かせていただいておりますとおり、直ちに実施する対策としている対策につきましては、上下流のバランス等も考慮しながらですね、施設整備等を可能な限り迅速に進めるということをご願ひしたいというふうに思っております。

それから同じく２)の後半でございますけれども、一層の安全度の向上を目指して「治水安全度・地域防災力を向上するために引き続き検討する対策」と位置づけているものについては、検討・調整を進めるとともに下記も含めて検討した上で関係者の皆様と合意できたものについては、実施可能になった段階で着手をしていくということです。その進捗状況等についても引き続き機会を設けてご説明させていただくことを考えていきたいと思っております。

司会)

ありがとうございました。副村長よろしゅうございますか。ありがとうございました。それでは他にご質問等がございましたらお願いいたします。

特に説明資料②で冒頭ご説明いたしました骨子案につきましては、Ⅰの２)に書いてございますとおり、今後の私どもが策定する整備計画の原案でございますとか、自治体で策定される地域防災計画等への反映というものも考えてございます。そういったことも含めまして、この文案、その他参考資料につきましても何かご質問等がございましたらお願いいたします。内山村長お願いします。

山江村長)

すみません、それぞれのお立場でそれぞれの具体的な意見があろうかと思っておりますけれども、私山江村でありまして、本来ならこのダムによらないということについてはですね、山江村だけちょっと外れてしまうというようなことですので、なかなか発言は出来ないんだろうなと思いつつも、いつも参加させてもらっているところでありますけれども、ただ、私の方から言えるとするならば、先ほどの五木村の生活再建対策を含めてですね、説明資料１頁に第８回目が書いてあるわけですね。「球磨川水系における治水対策の基本的考え方を取りまとめ」とございます、ということはいろんな意見、今日示されたものを中心と

しながら進められて取りまとめられるだろうと考えますが、九州地方整備局長岡本局長のほうからだと思いますが合意形成という言葉が出て参りました。合意形成という事はこの考え方といいますか、整備の具体的な計画が決定するのだというふうに考えていいんでしょうかなというふうに思ったわけです。合意形成というのは、ここに参加をしております国、県、市町村長が全てOKですよと言ったことに対する合意形成という意味なのか、ある程度固まったら整備局の方でしっかりと具体的にその方策を練られて実施していかれるということでもいいのか、もちろんソフト対策、今、洪水の表がどこかありましたですね、棒グラフがありましたけれども、説明資料の5頁にありましたが、最大で降った雨がこれ5700～800トンというんでしょうかね、のものがとりあえず今回の対策により何とか防げる。先ほど人吉市長が言われましたソフト対策も含めて人的被害は防げるんだという考えの中での進め方になろうかと思う訳です。

今後、そういう意味において、合意形成イコール決定と見なすか、見なし方ですね、のお考えはどうかということと、当然、その1つの治水対策が固まるということは、五木の生活再建対策が当然出てくるべきだろうと。これはどこの球磨郡関係の市町村、同じ市町村長同じ意見だと思う訳ですけれども、ようするにこの最終的な取りまとめの方向が見えないと五木の再建政策が、生活再建対策が見えないのか、同時に進められないというのは、その治水対策が見えないからなのか、その付近を含めて、ちょっとこれから先のこの会の運営方向について、お尋ねしたいと思います。

司会)

ありがとうございました。今、内山村長の方からは、非常に多岐にわたるご質問をいただきました。合意形成というものの位置づけ、意味合いがどういうものなのかというお問い合わせがまずあったかと思えます。

それと冒頭の和田村長からのお問い合わせにも関連いたしますが、五木の生活再建対策をこのダムによらない治水対策の場と同時に並行して進められないのかというお話もありました。

これにつきまして、まずは整備局側から考えを申し述べていただければと思います。藤沢部長お願いします。

河川部長)

この会議のスタートでダムによらない治水対策を検討すると言う中で、私ども河川管理者、或いは県、市町村という防災に責任のある方々で治水というものについて色々な共通の認識ができるようご意見聞きながらとりまとめていこうとスタートさせていたわけでございます。そうした中で今回初めて基本的考え方という骨子案を出させていただいたわけでございますけれども、そうしたものについては皆さんで共通の認識を持った上で、私どもは法定計画で有ります河川整備計画或いは実際に自治体ではそれぞれ地域防災計画という中に反映していこうということで考えています。今日、先ほどありました五木村長さんからの生活再建、或いは地域振興ということについてこれはそれぞれ先ほど事務所長が答えましたようにまだ法案についてどういう形になるのか私ども解らない状況でございますけれども、県さんの方では地域振興ということでいろいろとご苦勞されて取りまとめられ

ようとしておりますので、そうした中で進めていくものもあろうかと思えます。

そういったものにつきましても、先ほど所長も答えましたように新しい法案がどうなるのかというのは私どもまだ情報を持っていないんですけども、そういうご要望があったという事は本省にもきちんと伝えていきたいと思っています。

司会)

ありがとうございました。内山村長いかがでございますでしょうか。村長どうぞ。

山江村長)

その法案が出てこないと生活再建地域振興対策というのが見えて来ないという事ですか。

ダムがもしできると沈むから畑が無くなったということで、できないとすれば畑の造成地あたりの対策はどうなるかとか、何か見えないわけですよ。

ですからダムによらないというのであれば、しっかりその付近のハードも含めて県が進めておられるソフトも含めて、もっと具体的に進められないのか。

ある意味では、その法案といいますか、治水が見えないと生活再建が見えないんだという思いも私はしてます。ただ、今の状態の中でダムによらないということを中心に一生懸命考えながらやっておられる訳でありますから、県のソフト対策も含めて国のハード、当然出てくるべきじゃないかなという気もしてるんですが、そのあたりはいかがなですか。

司会)

整備局からお願い致します。

河川部長)

先ほども申しましたようにダムによらない治水という、皆様方と共通の認識を図れるようにとりまとめるということと、県の方で地域振興のソフト対策を進められていくということに加えて、大臣がこちらの方に来られた時に法整備というものも行うような発言がありましたので、そうしたものを全部が全部同時じゃないと何も決まらないのかというよりも、やはりそれぞれ重要なテーマですので、そこはしっかり地域のご要望を聞きながら検討を進めていきたいと思っております。

山江村長)

何度も申しますけれども、我々流域の市町村長、特に球磨郡の市町村長は五木の再建というのは、非常に重要な課題だと同時に思っておりますので、是非そのようにお伝えしたいと、よろしく対処お願いしたいと思えます。

司会)

ありがとうございました。それでは、他の市町村長さまからも含めまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

特によろしゅうございますか。ちょっとお約束の時間に比べますと、15分から20分

ほど早いところではございますが、特にございませんでしょうか。知事お願いします。

熊本県知事)

今回、治水安全度・地域防災力を向上させることの直ちに実施する計画について、概算事業費、それから概算工期、その効果について詳しくお話をいただきありがとうございました。それからそれについての流域市町村長からいくつかの意見が出されました。今回、ご提案のあった新しい提案、それから市町村長のご提案等を踏まえながら、私どもとしては関係部局で検討を行いたいと思っております。

それから先ほど、和田村長の方から五木村の振興ということについてお話がありましたけれども、県としては2008年9月11日にお約束したとおり、一所懸命に今、五木村振興に全力を挙げておりますので、これからも引き続き取り組んでいきたいと思っております。よろしく申し上げます。

司会)

ありがとうございました。整備局長、お願いします。

九州地方整備局長)

五木村の振興の話、非常に大事な話と思っております。それとあわせてですね、治水対策を緊急にどうやっていくかいうのも早く意志決定しなくてはいけないということもございまして、今回、基本的考え方の骨子案を出させていただきましたが、次回いつになるかちょっと分かりませんが、次回には皆様に事前に十分ご検討いただいた上でこの基本的考え方というのをとりまとめて、そして、それを整備計画の原案に出来るだけ早く反映させていきたいというふうに思っております。この場でのご意見いただきましたけれども、この後、事務的に職員がご意見を伺いに参ると思っておりますので、それを含めて、是非しっかりした検討をお願いしたいというふうに思っております。できるだけ早くとりまとめられるように、ご協力のほどお願いしたいと思っております。

司会)

ありがとうございました。では、本日ご参加の方々におかれて、何か本日の資料等につきまして、ご質問ご意見等ございませんでしょうか。

特にならぬようございまして、本日いただきましたご意見をふまえて、次回に向けての本日のまとめを藤澤河川部長より一言申し上げたいと存じます。

河川部長)

今日は大変ありがとうございました。今回の資料につきましては、前回のものを、再度整理しなおしたところがございますし、また、持ち帰って見ていただいて、ご意見等がありましたらご連絡いただくなり、或いは私共、また、ご意見を伺いに参りたいと思っております。次回の会議につきましては、早急に検討を進め、開催に向けた調整をさせていただきたいと思っておりますので、ご理解の程よろしくお願いしたいと思っております。

司会)

ありがとうございました。長時間のご質疑ありがとうございました。これをもちまして、第7回目の会議を閉じさせていただければと思います。ありがとうございました。